

隣接業種との共同事務所の経験

2003年4月22日

弁護士 伊藤茂昭

1 共同事務所を志した契機

クライアントにとってメリットのある事務所。(経営方針)

取り扱い事件からくる事件処理上の必要性。(より適切・迅速な業務処理)

2 共同事務所のメリット

(1) クライアントにとってのメリット

相続事件・不動産事件における税務・登記の必要性

相続は依頼者の側からみれば社会的に一個の事実であるが、遺産の分割は弁護士、税務申告は税理士、相続登記は司法書士、と専門分野により業務が分断されている。すべてを同一の場所で一緒に相談を受けることはメリットである。

不動産の売却・購入・交換、不動産共同事業等は常に税務が関係する。また権利の移転については常に不動産登記手続きが必要となる。これらは、税理士、司法書士の業務であるが、契約内容の相談は弁護士業務であり、特に債務整理が伴っていたり、複雑な権利関係が存在していたりした場合、一緒に相談を受けたり、一括して業務処理することは、メリットである。

その他の法律事件

弁護士が事件の解決するに当たっては、上記相続・不動産事件以外であっても税務問題が関連する場合が多い。離婚事件に伴う財産分与、共同事業の解消、その他多様なケースで和解金の授受などの金銭の交付、が税務上どう評価されるかなどである。常時、事前に税理士に相談できる事務所内体制が存在することは、依頼者に対し、より良質のリーガルサービスが提供できることになり、依頼者の利益にも資する。

税務部門の顧問会社に法律問題が発生した場合、即座に弁護士の対応が可能。

通常、中小企業でも税務は必須であるが、法律顧問は必ずしもおいてはいない。しかし、法律問題が発生した場合、内部の税務部門からの相談にも、依頼者からの直接の相談にも随時対応できる。

税務事件の共同処理

税務署との交渉、国税不服審判・税務訴訟等について、弁護士・税理士がチームを組んで連携して交渉・手続きに当たる

会社の合併・解散・営業譲渡等、債務整理・不良債権の処理等を行うに当たって、弁護士と税理士が共同して対処する。

諸々の登記手続きの処理

確定判決・和解条項等に基づく登記が事務所内でできる。請求の趣旨の記載、和解条項の起案に司法書士の事前チェックが可能である。

法律顧問会社から会社の設立その他の依頼があった場合は、設立登記等、直ちに司法書士による商業登記手続きの対応が可能。

(2) 事務所にとってのメリット

業務処理の能率化・迅速性

隣接業種との事件の共同処理について、外部の事務所との連携でも処理は可能であるが、会議の設定、業務処理の連携等における能率化、迅速化ということでは、格段のメリットがある。

経験の蓄積

共同処理を行うことにより、同種事件の解決のノウハウが蓄積され、良質な総合的リーガルサービスにつながる

業際分野の知識の獲得の迅速性

顧客からの信頼

(3) 今後さらに考えられるメリット

司法書士の簡易裁判所の代理権との連携

3 当事務所の隣接業種との共同の沿革

同一フロアでの執務開始

1987年 伊藤茂昭法律事務所（弁護士3名）と松田耕治法律事務所（弁護士1名）が合併し伊藤・松田法律事務所として移転するのを契機に、山端康幸税理士事務所（税理士2名）と事務所フロアを共有する形態で執務開始。

新宿三井ビルで、毎週法律相談と税務相談を同じ場所でやっていた仲間。

共通名称を使用しての執務体制

1993年 東京シティ法律税務事務所として出発。

弁護士12名（内国際部門3名）司法書士1名、税理士3名、総勢46名

2002年 東京シティ法律税務事務所の発展

弁護士28名、司法書士2名、税理士8名、総勢約70名

シティユーワ法律事務所

東京シティ法律税務事務所法律部門とユーワパートナーズ法律事務所が合併
国内・国際の双方に強い事務所（弁護士50名）

税務部門との連携の継続

税理士事務所は法人化して税理士8名

4 今後の多様なニーズと方向性

(1) 分野・専門別の共同事務所。

知的財産分野（弁理士と弁護士の共同）

特許の申請から、管理・侵害訴訟の代理まで、すべて同一の事務所に対応可能
労働分野（社会保険労務士）

離婚・こどもの人権（ケースワーカー・精神科医）

(2) あらゆる分野での総合性を有する共同事務所

隣接業種を多数集め（上記のほか、土地家屋調査士、不動産鑑定士等）総合化した事務所

地方の例・・・八戸）